

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現を



啓 発 活 動

日時：令和6年12月8日（日）午後～

場所：JR 姫路駅にぎわい交流広場

「障害者の日」姫路城ライトアップイベント

日時：令和6年12月9日（月）

日没から24時までライトアップ予定

「障害者の日」姫路城ライトアップイベントと啓発活動

主 催：姫路障害者連絡協議会

後 援：姫路市

協賛事業所及び協賛団体

姫路市精神保健福祉連合会

放課後等デイサービス かなで

姫路地区手をつなぐ育成会

兵庫県自閉症協会姫路ブロック

社会福祉法人 ひびき福祉会

兵庫障害者連絡協議会

兵庫県肢体不自由児者協会

特定非営利活動法人 ゆめ

姫路市難病団体連絡協議会

NPO 法人 ラーフ・ウッド福祉会

生活介護事業所 とらいあんぐる

障害者の生活と権利を守る尼崎連絡協議会

姫路心身障害市民懇話会

しらさぎアイアイ会

兵庫県視覚障害者の生活と権利を守る会

全国心臓病の子どもを守る会 兵庫県支部

NPO 法人 ほほえみの花 みんなの家

一般財団法人 くじら

書写養護学校 PTA

As you 株式会社

国際障害者デー

（こくさいしょうがいしゃデー、International Day of People with Disability）は、障害者問題への理解促進、障害者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とした国際的な記念日。1982 年（昭和 57 年）12 月 3 日に、第 37 回国際連合総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して、1992 年（平成 4 年）の第 47 回国際連合総会において宣言された。毎年 12 月 3 日。国際デーの一つ。

趣旨

2004 年（平成 16 年）6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わり設定された^[1]。

障害者基本法

- 第 9 条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。
- 障害者週間は、12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間とする。
- 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

障害者の日

12 月 9 日は「障害者の日」です。